

(別紙) 料金表及び加算の詳細についての説明書

【居宅介護支援費の基本単価】

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1, 2	要介護3~5
介護支援専門員1人に当たり 利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費 I i 1 12,076 円/月	居宅介護支援費 I i 2 15,690 円/月
45人以上の場合において、 45以上60未満の部分	居宅介護支援費 I ii 1 6,049 円/月	居宅介護支援費 I ii 2 7,828 円/月
60人以上の場合において、 60以上の部分	居宅介護支援費 I iii 1 3,625 円/月	居宅介護支援費 I iii 2 4,692 円/月

- * 居宅介護費 II ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置
- * 当事業者が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- * 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業所に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より2,224円を減額することとなります。
- * 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱い件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については3分の1を乗じて件数に加えることとする。
- * 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は基本報酬を減算します。
- * 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じられていない場合に、基本報酬を減算します。

【加算と詳細について】

	金額		詳細/算定方法等
特定事業所加算(Ⅰ)	5,771 円/月		質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価するもので、介護保険法で定める基準に適合している場合に算定します。 (毎月加算)
特定事業所加算(Ⅱ)	4,681 円/月		
特定事業所加算(Ⅲ)	3,591 円/月		
特定事業所加算(A)	1,267 円/月		
特定事業所医療介護連携加算	1,390 円/月		
初回加算	3,336 円/月		該当月のみ加算
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,780 円/月		該当月のみ加算
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,224 円/月		該当月のみ加算
退院・退所加算	カンファレンス無	カンファレンス有	当該月のみ加算 (入院・入所中3回限度)
	Iイ 5,004 円	Iロ 6,672 円	
	IIイ 6,672 円	IIロ 8,340 円	
		III 10,008 円	

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,224 円/月	当該月(1月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4,448 円/月	当該月のみ加算
通院時情報連携加算	556 円/月	当該月(1月に1回限度)

【加算の該当条件について】

* 初回加算

新規に居宅サービス計画を作成する場合

要介護状態区分が2区分以上変更となった利用者に対し居宅サービス計画を作成する場合

* 入院時情報連携加算

利用者が入院するに当たり、当該病院の職員に対して利用者の心身の状況や必要な情報を提供した場合

(Ⅰ)入院当日に情報提供していること(Ⅱ)入院した翌日又は翌々日に情報提供していること

* 退院・退所加算

病院や施設で入院や入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該利用者の退院や退所にあたって職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

* 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

* ターミナルケアマネジメント加算

ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者(疾患を末期の悪性腫瘍に限定しない)について、終末期の医療やケア方針に関する利用者又は家族の意向を把握した上で、24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している事

* 通院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診療を受ける際、介護支援専門員が同席し、必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師などから利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

【その他の費用について】

* 交通費 利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費(公共交通機関等の交通費)を請求いたします。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を超えてから片道 2 km 未満 300 円
- (2) 2 km 以上 4 km 未満 500 円
- (3) 4 km 以上の場合は 2 km 毎に 500 円加算

但し、その都度、ご契約者と協議し、同意を得たものに限り徴収する。